和四年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

⑸　⑴から⑷までに掲げる数及び都道府県の項第七号47から55までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る令和四年四月一日時点の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

［３　略］

４　障害児保育のための加配職員数は、その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「障害児保育のための加配職員数」の「公立」及び「私立」の合計数並びに「第五十四の二　幼保連携型認定こども園・在所者」の「障害児保育のための加配職員数」の「公立」及び「私立」の合計数の合算した数とする。

５　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査に基づいて内閣府に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和四年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和四年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数並びに「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和四年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数の合計数とする。

［６～21　略］

22　児童数（３歳未満）（六月以降対象外被用者・特例

和三年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

⑸　⑴から⑷までに掲げる数及び都道府県の項第七号35から43までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る令和三年四月一日時点の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

［３　同上］

４　障害児保育のための加配職員数は、当該市町村に所在する保育所、保育所型認定こども園において配置された保育士（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第九十五条若しくは第九十六条又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項の規定により保育士とみなされる職員を含む。以下この表において同じ。）及び幼保連携型認定こども園において配置された職員のうち、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項又は幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）第五条第三項により算定される最小の保育士又は職員の数を超える数であつて、かつ、障害児に係る保育のために配置された保育士又は職員の数の合計数として総務大臣が調査した数とする。

５　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査に基づいて内閣府に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和三年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和三年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数並びに「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和三年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数の合計数とする。

［６～21　同上］

［新設］